◇**地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律**（法律第五六号）（総務省）

1　目的

地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者等に対する一定の給付措置等を講ずることとした。

2　地方議会議員の年金制度に関する規定の削除

地方議会議員の年金制度に関する規定を削除することとした。（旧第一一章関係）

3　制度廃止時において既に地方議会議員を退職している者に係る給付の経過措置

㈠　旧退職年金に関する経過措置

(1)　別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた退職年金（以下「旧退職年金」という。）については、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）

(2)　平成二三年九月分以後の月分の旧退職年金について、当該旧退職年金の年額が二〇〇万円を超える場合にあっては、当該超える額に一〇〇分の一〇を乗じて得た金額を引き下げることとした。（附則第三条関係）

(3)　平成二三年九月分以後の月分の旧退職年金について、旧退職年金の年額と前年の旧退職年金等を除く所得金額（地方税法に規定する課税総所得金額）との合計額が七〇〇万円を超える場合は、当該超える額に二分の一を乗じて得た金額の支給を停止することとともに、最低保障額を廃止することとした。（附則第四条関係）

㈡　旧退職一時金に関する経過措置

(1)　別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた退職一時金（以下「旧退職一時金」という。）については、なお従前の例によることとした。（附則第五条関係）

(2)　平成二三年一月から五月までの間に給付事由が生じた旧退職一時金の額は、旧退職一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧退職一時金調整額を加えることとし、在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の八〇を乗じて得た金額と、平成二三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の二〇を乗じて得た金額との合計額とすることとした。（附則第六条関係）

㈢　代替退職一時金の支給

(1)　平成二三年一月から五月までの間に給付事由が生じた旧退職年金を受ける権利を有する者は、当該旧退職年金の支給に代えて、代替退職一時金の支給を選択することができることとした。（附則第七条第一項関係）

(2)　別段の定めがあるもののほか、代替退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例によることとした。（附則第七条第二項関係）

(3)　代替退職一時金の額は、在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の八〇を乗じて得た金額と、平成二三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の二〇を乗じて得た金額との合計額とすることとした。（附則第七条第三項関係）

㈣　旧公務傷病年金に関する経過措置

施行日前に給付事由が生じた公務傷病年金（以下「旧公務傷病年金」という。）については、なお従前の例によることとした。（附則第八条関係）

㈤　旧遺族年金に関する経過措置

施行日前に給付事由が生じた遺族年金（以下「旧遺族年金」という。）については、なお従前の例によることとした。（附則第九条関係）

㈥　旧遺族一時金に関する経過措置

(1)　別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた遺族一時金（以下「旧遺族一時金」という。）については、なお従前の例によることとした。（附則第一〇条関係）

(2)　平成二三年一月から五月までの間に給付事由が生じた旧遺族一時金の額は、旧遺族一時金に関する法令の規定により算定した金額に旧遺族一時金調整額を加えることとし、在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の八〇を乗じて得た金額と、平成二三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の二〇を乗じて得た金額との合計額とすることとした。（附則第一一条関係）

㈦　その他所要の経過措置を設けることとした。

4　制度廃止時において地方議会議員である者に係る給付の経過措置

㈠　特例退職年金の給付

(1)　特例退職年金は、制度廃止時において地方議会議員である者であって施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に関する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給することとした。（附則第一二条第一項関係）

(2)　別段の定めがあるもののほか、特例退職年金については、旧退職年金に関する規定の例によることとした。（附則第一二条第二項関係）

㈡　特例退職一時金の給付

(1)　特例退職一時金は、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるときに、その者に給することとした。（附則第一四条第一項関係）

イ　制度廃止時において地方議会議員である者　任期満了を含め制度廃止後最初に退職したとき。

ロ　平成二三年一月から五月までの間に在職三年未満で退職した地方議会議員　この法律の施行のとき。

(2)　別段の定めがあるもののほか、特例退職一時金については、旧退職一時金に関する規定の例によることとした。（附則第一四条第二項関係）

(3)　特例退職一時金の額は、在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の八〇を乗じて得た金額に、平成二三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の二〇を乗じて得た金額を加えた金額とすることとした。（附則第一四条第三項及び第一五条関係）

㈢　特例退職年金及び特例退職一時金の支給の調整

(1)　特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職年金の支給を選択したときは、特例退職一時金を受ける権利は、消滅することとした。（附則第一六条第一項関係）

(2)　特例退職年金及び特例退職一時金を受ける権利を有する者が特例退職一時金の支給を選択したときは、特例退職年金を受ける権利は、消滅することとした。（附則第一六条第二項関係）

(3)　平成二三年五月までの在職期間が一二年以上である特例退職一時金を受ける権利を有する者（特例退職年金を受ける権利を有する者を除く。）が特例退職一時金の支給を受けたときは、特例退職年金を受ける権利は、発生しないこととした。（附則第一六条第三項関係）

㈣　特例公務傷病年金の給付

(1)　特例公務傷病年金は、制度廃止時において地方議会議員である者が、旧共済会（この法律による改正前の地方公務員等共済組合法に規定する地方議会議員共済会をいう。以下同じ。）を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したとき等に、給することとした。（附則第一七条第一項関係）

(2)　別段の定めがあるもののほか、特例公務傷病年金については、旧公務傷病年金に関する規定の例によることとした。（附則第一七条第二項関係）

㈤　特例遺族年金の給付

(1)　特例遺族年金は、制度廃止時において地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職年金又は特例公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給することとした。旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とすることとした。（附則第一八条第一項関係）

(2)　別段の定めがあるもののほか、特例遺族年金については、旧遺族年金に関する規定の例によることとした。（附則第一八条第二項関係）